

## 児童自立支援施設における退所理由別退所者数

	退所者数（人）	構成割合（％）
総数	1,209	100.0%
就職	232	19.2%
家庭復帰	735	60.8%
他の社会福祉施設等への転所	136	11.2%
公営住宅への入居	0	0.0%
入院	2	0.2%
死亡	0	0.0%
その他	104	8.6%

資料：平成15年社会福祉施設等調査 [平成15年10月1日現在]  
 過去1年間（平成14年10月2日～平成15年10月1日）に退所した児童を対象

## 児童自立支援施設における中学校卒業児童数の推移

(単位:人)

年度	入所児童 総数 (各調査時点)	うち中学校 卒業児童数
昭和51年度	2,855	160
構成割合(%)	100.0%	5.6%
昭和54年度	2,867	160
構成割合(%)	100.0%	5.6%
昭和58年度	3,149	168
構成割合(%)	100.0%	5.3%
昭和59年度	3,015	153
構成割合(%)	100.0%	5.1%
昭和60年度	2,903	172
構成割合(%)	100.0%	5.9%
昭和61年度	2,934	190
構成割合(%)	100.0%	6.5%
昭和62年度	2,790	235
構成割合(%)	100.0%	8.4%
平成4年度	1,925	253
構成割合(%)	100.0%	13.1%
平成9年度	1,920	252
構成割合(%)	100.0%	13.1%
平成14年度	1,657	220
構成割合(%)	100.0%	13.3%

※昭和51年度から昭和62年度 全国教護院運営実態調査(各年度1月1日現在)

※平成4年度 養護児童等実態調査(平成4年12月1日現在)

※平成9年度 養護施設入所児童等調査(平成10年2月1日現在)

※平成14年度 児童養護施設入所児童等調査(平成15年2月1日現在)

# 児童自立支援施設における処遇の概要

## 1. 総論

一般に、児童自立支援施設においては、家庭に近い環境の下で児童と職員が生活を共にする中で、生活指導、学習指導、作業指導を通じて、児童に対し、社会人として自立し、健全な社会生活を送ることができるように指導を実施。

## 2. 処遇の流れ

児童一人一人の問題点やその改善の程度に応じて、適切な処遇を行うこととなるが、一般的な処遇の流れは次のとおり。

### (1) 入所初期

児童の将来の可能性や問題点を把握して、児童一人一人に合った自立支援計画を策定

### (2) 中期

施設内での目標設定とその実践等を通じて、児童の健全な生活習慣を確立するとともに、自らの問題行動を自省する力を養成

### (3) 後期

退所先との調整も行いながら、児童自身が今後の生活目標を設定し、自立できるよう指導・支援

## 3. 指導体制

### (1) 基本的な対応

専門的な知識・経験を有する児童自立支援専門員や児童生活支援員が児童の処遇を実施

### (2) 精神医学的なケアを要する場合の対応

① 精神科医等が、必要に応じて、カウンセリング、心理療法などの治療を実施

② より高度の専門的な治療が必要な場合には、医療機関や専門家からの協力を得ながら、適切な治療を実施

## 児童自立支援施設での日課及び指導の視点

- 児童自立支援施設では、子どもを包み込むような安全基地のような雰囲気の中で、衣食住を保障し、活動と休養とのバランスのとれた規律ある生活を営む中で、職員と子ども、子ども同士、子どもと動物・自然といった関係性の形成を重点におき、支え合い、援助し合い、共感し合いながら理解を深め、社会自立のための必要な生活技術と考え方を指導します。
- こうした環境と指導の下、子どもたちは生活の安定感を取り戻す中で、安心感や大人や社会に対する信頼感を得ていくとともに、自らを振り返っていきけるようになります。  
そして、日々の出来事の一つ一つが学びの機会となり、過去の自らの行いに「気づき」、「感じ」、反省や償いの気持ちが表れてきます。

### 【一日の日課の流れと指導の視点】

寮 舎	[	6:30	起床	← 一日の初め、「おはよう」の挨拶から始まる。 この時の顔色が、子どものこころの様子を映している。
			洗面	← 衛生的な生活習慣は自立に必須の要素となる。
			清掃	← 自分の役割を果たすことは集団生活の基本となる。
			朝食	← 一日の栄養を摂る。食事のマナーを覚える。
教室	[	9:00	学習	← 社会生活を営んでいく上で必要な基礎学習を中心に、個々の進度に合わせた教科教育が行われている。 学力、運動力、情緒など幅広い学習機会を確保している。
寮	[	12:00	昼食	← 寮に戻って食事。 食事作法（配食、食べ方）の指導、後かたづけ
実習 園等	[	13:00	作業	← 作物を作ったり、工作活動を行う。道具の管理や、準備など計画性を養う。作業を通して、生命の尊さ、忍耐力、勤勉性を学ぶ。 物を作る喜びを体験し、成就感、達成感を養う。
			クラブ	← 体育系と文化系のクラブがあり、自分で選択して参加する。 体育系は地区大会、文化系は地区発表会などへの参加機会がある。
寮 舎	[	16:00	帰寮・自由時間	← 「ただいま」のあいさつで帰寮する。
			夕食	← 食事作法（配食・食べ方）の指導、後かたづけ
			自習	← 予習、復習のための時間
			入浴	← 入浴の指導（清潔、健康状態）
			自由時間	← 余暇活動。私物の管理や趣味に費やす時間
			反省会	← 一日の出来事や行動を振り返る。
	22:00	就寝	← 着替え、衣類の整理など	

### 夫婦小舎制とは

資格ある夫婦が子どもたちと一緒に生活を送りながら、家庭的な雰囲気の中で、体験等を通じて子どもたちの自立支援を行う形態。

## 児童自立支援施設と少年院

	児童自立支援施設	少年院																																										
目的	<p>児童福祉法第44条</p> <p>児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。</p>	<p>少年院法第1条</p> <p>少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者等を收容し、これに矯正教育を授ける施設とする。</p>																																										
対象年齢 (現行)	<p>18歳未満 (ただし、20歳に達するまで措置延長できる。)</p>	<p>14歳以上～20歳未満 (ただし、特別少年院は23歳、医療少年院は26歳に達するまで收容継続できる。)</p> <p>初等少年院(心身に著しい故障のない、14歳以上おおむね16歳未満の者) 中等少年院(心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者) 特別少年院(心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだ、おおむね16歳以上23歳未満の者) 医療少年院(心身に著しい故障のある、14歳以上26歳未満の者)</p>																																										
設置主体	<p>国 2か所 都道府県・政令市 54か所 民間 2か所</p>	<p>国 53か所(分院1を含む。)</p>																																										
入所経路	<p>・都道府県知事(児童相談所長)の措置 ・家庭裁判所の保護処分</p>	<p>・家庭裁判所の保護処分等</p>																																										
新入所 人員数	<p>1,396人(平成16年度)</p>	<p>5,300人(平成16年) 初等少年院(616人) 中等少年院(4,446人) 特別少年院(100人) 医療少年院(138人)</p>																																										
新入所時 の年齢	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>10歳以下</td><td style="text-align: right;">6.6%(3.3%)</td></tr> <tr><td>11歳</td><td style="text-align: right;">5.9%(3.5%)</td></tr> <tr><td>12歳</td><td style="text-align: right;">12.5%(5.3%)</td></tr> <tr><td>13歳</td><td style="text-align: right;">28.9%(13.8%)</td></tr> <tr><td>14歳</td><td style="text-align: right;">32.1%(30.3%)</td></tr> <tr><td>15歳</td><td style="text-align: right;">11.0%(27.8%)</td></tr> <tr><td>16歳</td><td style="text-align: right;">1.9%(9.6%)</td></tr> <tr><td>17歳</td><td style="text-align: right;">1.0%(4.6%)</td></tr> <tr><td>18歳以上</td><td style="text-align: right;">— (1.8%)</td></tr> </table> <p>(注1)平成15年2月時点で在所していた児童の入所時の年齢 (注2)( )は平成17年10月1日現在で在所していた児童の年齢別の割合</p>	10歳以下	6.6%(3.3%)	11歳	5.9%(3.5%)	12歳	12.5%(5.3%)	13歳	28.9%(13.8%)	14歳	32.1%(30.3%)	15歳	11.0%(27.8%)	16歳	1.9%(9.6%)	17歳	1.0%(4.6%)	18歳以上	— (1.8%)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td></td><td style="text-align: center;">(男子)</td><td style="text-align: center;">(女子)</td></tr> <tr><td>14歳</td><td style="text-align: right;">4.0%</td><td style="text-align: right;">8.9%</td></tr> <tr><td>15歳</td><td style="text-align: right;">9.3%</td><td style="text-align: right;">16.3%</td></tr> <tr><td>16歳</td><td style="text-align: right;">18.0%</td><td style="text-align: right;">20.6%</td></tr> <tr><td>17歳</td><td style="text-align: right;">22.6%</td><td style="text-align: right;">22.5%</td></tr> <tr><td>18歳</td><td style="text-align: right;">24.6%</td><td style="text-align: right;">16.7%</td></tr> <tr><td>19歳</td><td style="text-align: right;">21.4%</td><td style="text-align: right;">15.0%</td></tr> <tr><td>20歳以上</td><td style="text-align: right;">0.1%</td><td style="text-align: center;">—</td></tr> </table> <p>(※平成16年における新入所者の入所時の年齢)</p>		(男子)	(女子)	14歳	4.0%	8.9%	15歳	9.3%	16.3%	16歳	18.0%	20.6%	17歳	22.6%	22.5%	18歳	24.6%	16.7%	19歳	21.4%	15.0%	20歳以上	0.1%	—
10歳以下	6.6%(3.3%)																																											
11歳	5.9%(3.5%)																																											
12歳	12.5%(5.3%)																																											
13歳	28.9%(13.8%)																																											
14歳	32.1%(30.3%)																																											
15歳	11.0%(27.8%)																																											
16歳	1.9%(9.6%)																																											
17歳	1.0%(4.6%)																																											
18歳以上	— (1.8%)																																											
	(男子)	(女子)																																										
14歳	4.0%	8.9%																																										
15歳	9.3%	16.3%																																										
16歳	18.0%	20.6%																																										
17歳	22.6%	22.5%																																										
18歳	24.6%	16.7%																																										
19歳	21.4%	15.0%																																										
20歳以上	0.1%	—																																										
処遇形態	<p>開放処遇 (ただし、例外的に一部の施設において強制的措置あり)</p>	<p>非開放処遇 (ただし、一部の施設において開放的処遇が取り入れられている)</p>																																										
処遇体制	<p>・夫婦小舎制 ・交替制 ・併立制</p>	<p>・交替制</p>																																										
処遇職員	<p>・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員</p>	<p>・法務教官</p>																																										

## 母子生活支援施設の概要

### 1. 目的

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。

児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

### 2. 施設数及び定員の状況（17.10.1現在／社会福祉施設等調査報告）

施設数	定員	在所者数	
282か所	5,648世帯	11,224人	公立 98か所 私立 184か所

（参考）入所率：72.6%（福祉行政報告例）

### 3. 入所手続

母子生活支援施設への入所は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

### 4. 職員配置等

- 母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子指導員、保育士（保育所に準ずる設備のある場合）、少年指導員兼事務員、嘱託医、調理員等を配置。
- 平成13年度より、心理療法担当職員を配置。（平成18年度は65か所）
- 平成16年度より、
  - ・個別対応職員を配置。（平成18年度は111か所）
  - ・あわせて、被虐待児受入加算を創設。（平成16年度は148か所）

### 5. 新規入所世帯の状況（平成18年度）

入所理由	入所世帯数（前年度）	理由別割合（前年度）
総数	2,589 (2,585)	100.0% (100.0%)
夫等の暴力	1,350 (1,258)	52.1% (48.7%)
住宅事情	484 (552)	18.7% (21.4%)
経済的理由	446 (443)	17.2% (17.1%)
入所前の家庭内環境の不適切	164 (169)	6.3% (6.5%)
母親の心身の不安定	76 (75)	2.9% (2.9%)
職業上の理由	12 (8)	0.5% (0.3%)
その他	57 (80)	2.2% (3.1%)

※ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調

母子生活支援施設の施設数、定員及び在籍世帯について

	施設数	定員	在籍世帯数
1 北海道	2	38	22
2 青森県	3	63	29
3 岩手県	4	62	37
4 宮城県	4	70	45
5 秋田県	6	105	81
6 山形県	1	20	20
7 福島県	4	90	46
8 茨城県	5	82	38
9 栃木県	2	40	33
10 群馬県	6	110	45
11 埼玉県	4	56	45
12 千葉県	3	39	38
13 東京都	37	774	661
14 神奈川県	2	42	28
15 新潟県	6	95	43
16 富山県	2	32	10
17 石川県	1	15	11
18 福井県	1	20	12
19 山梨県	2	38	14
20 長野県	4	67	54
21 岐阜県	3	44	46
22 静岡県	1	25	38
23 愛知県	8	167	103
24 三重県	5	97	74
25 滋賀県	2	35	26
26 京都府	2	30	25
27 大阪府	5	122	96
28 兵庫県	6	116	87
29 奈良県	3	68	13
30 和歌山県	4	80	50
31 鳥取県	5	105	75
32 島根県	3	32	30
33 岡山県	-	-	12
34 広島県	5	93	94
35 山口県	2	27	6
36 徳島県	4	69	27
37 香川県	1	16	5
38 愛媛県	5	87	48
39 高知県	1	15	14
40 福岡県	11	204	149
41 佐賀県	3	51	27
42 長崎県	3	27	12
43 熊本県	-	-	19
44 大分県	2	40	40
45 宮崎県	3	41	22
46 鹿児島県	5	77	60
47 沖縄県	3	53	37

	施設数	定員	在籍世帯数
48 札幌市	6	114	91
49 仙台市	2	40	38
50 さいたま市	2	34	19
51 千葉市	2	38	19
52 横浜市	7	130	123
53 川崎市	1	30	26
54 静岡市	1	30	13
55 名古屋市	3	105	107
56 京都市	3	70	68
57 大阪市	4	180	152
58 神戸市	7	140	117
59 広島市	4	90	88
60 北九州市	2	85	76
61 福岡市	2	85	78
62 旭川市	2	40	16
63 函館市	2	46	40
64 秋田市	4	80	65
65 郡山市	1	38	16
66 いわき市	-	-	-
67 宇都宮市	1	20	5
68 川越市	1	8	2
69 船橋市	1	20	16
70 横須賀市	1	20	14
71 相模原市	-	-	5
72 新潟市	2	37	19
73 富山市	1	15	5
74 金沢市	1	20	14
75 長野市	1	20	10
76 岐阜市	2	36	22
77 浜松市	1	30	26
78 豊橋市	1	20	20
79 豊田市	-	-	1
80 岡崎市	1	20	15
81 堺市	1	12	4
82 高槻市	-	-	2
83 東大阪市	1	14	9
84 姫路市	1	15	17
85 奈良市	1	30	7
86 和歌山市	1	18	21
87 岡山市	1	20	3
88 倉敷市	1	20	10
89 福山市	2	27	8
90 下関市	1	7	4
91 高松市	1	20	3
92 松山市	1	19	14
93 高知市	2	65	20
94 長崎市	1	15	10
95 熊本市	2	38	22
96 大分市	1	40	24
97 宮崎市	1	20	9
98 鹿児島市	3	60	48
全 国	285	5,660	4,108

注 平成17年度福祉行政報告例調べ（平成17年度末現在）

○母子生活支援施設入所世帯の状況

表1 児童数別母子生活支援施設入所世帯数

総数	1人	2人	3人	4人以上	不詳
4,343	2,356	1,377	475	129	6
100.0%	54.2%	31.7%	10.9%	3.0%	0.1%

表2 在所期間別母子生活支援施設入所世帯数

総数	5年未満	1年未満	1年	2年	3年	4年	5～9年	10年以上	不詳
4,343	3,502	1,373	874	575	396	284	653	181	7
100.0%	80.6%	31.6%	20.1%	13.2%	9.1%	6.5%	15.0%	4.2%	0.2%

表3 入所時の年齢別母子生活支援施設入所世帯数

総数	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50歳以上	不明
4,343	61	409	985	1,206	908	477	213	76	8
100.0%	1.4%	9.4%	22.7%	27.8%	20.9%	11.0%	4.9%	1.7%	0.2%

表4 年間所得別母子生活支援施設入所世帯数

数総	100万円未満	100～199万円	200～299万円	300～399万円	400万円以上	不明	平均所得金額
4,343	546	1,732	910	151	32	972	171.2万円
100.0%	16.2%	51.4%	27.0%	4.5%	0.9%	-	

注) 構成割合及び「平均所得金額」は総数から不明を除いて算出

表5 虐待を受けた経験別母子生活支援施設入所児童数

	実数	あり	なし	不明	不詳
総数	7,089	1,311	5,256	504	18
	100.0%	18.5%	74.1%	7.1%	0.3%
男	3,565	20.0%	72.7%	7.0%	0.3%
女	3,484	16.9%	75.6%	7.2%	0.2%

注) 総数には、性別不詳を含む。

※資料：児童養護施設入所児童等調査（平成15年2月1日現在）



母子生活支援施設における専門職員等の配置状況

	個別対応職員 (18年度)	心理療法担当職員 (18年度)
1 北海道		
2 青森県	1	
3 岩手県		
4 宮城県	1	1
5 秋田県	2	1
6 山形県	1	
7 福島県		
8 茨城県	1	1
9 栃木県		
10 群馬県	1	
11 埼玉県	2	2
12 千葉県	3	1
13 東京都	16	14
14 神奈川県		
15 新潟県	1	
16 富山県		
17 石川県		
18 福井県		
19 山梨県	1	
20 長野県	1	
21 岐阜県	1	1
22 静岡県		
23 愛知県	4	2
24 三重県	4	3
25 滋賀県	2	1
26 京都府	1	
27 大阪府	2	2
28 兵庫県	1	
29 奈良県	1	
30 和歌山県	2	
31 鳥取県	4	2
32 島根県	1	
33 岡山県		
34 広島県	3	1
35 山口県		
36 徳島県		
37 香川県		
38 愛媛県		1
39 高知県		
40 福岡県	4	2
41 佐賀県		
42 長崎県		
43 熊本県		
44 大分県	2	1
45 宮崎県		
46 鹿児島県		
47 沖縄県		

	個別対応職員 (18年度)	心理療法担当職員 (18年度)
48 札幌市		1
49 仙台市	2	2
50 さいたま市		
51 千葉市	1	1
52 横浜市	8	4
53 川崎市	1	1
54 静岡市		1
55 名古屋市	3	1
56 京都市	3	3
57 大阪市	4	2
58 神戸市	6	
59 広島市	4	2
60 北九州市	1	2
61 福岡市	2	
62 旭川市	1	1
63 函館市	2	2
64 秋田市		1
65 郡山市		
66 いわき市		
67 宇都宮市		
68 川越市		
69 船橋市		
70 横須賀市	1	
71 相模原市		
72 新潟市		
73 富山市		
74 金沢市	1	1
75 長野市		
76 岐阜市	1	1
77 浜松市		
78 豊橋市	1	1
79 豊田市	1	
80 岡崎市	1	
81 堺市		
82 高槻市		
83 東大阪市		
84 姫路市		
85 奈良市		
86 和歌山市		
87 岡山市		
88 倉敷市		
89 福山市		
90 下関市		
91 高松市		
92 松山市		
93 高知市		
94 長崎市		
95 熊本市	2	
96 大分市		
97 宮崎市		
98 鹿児島市	2	2
合計	111	65

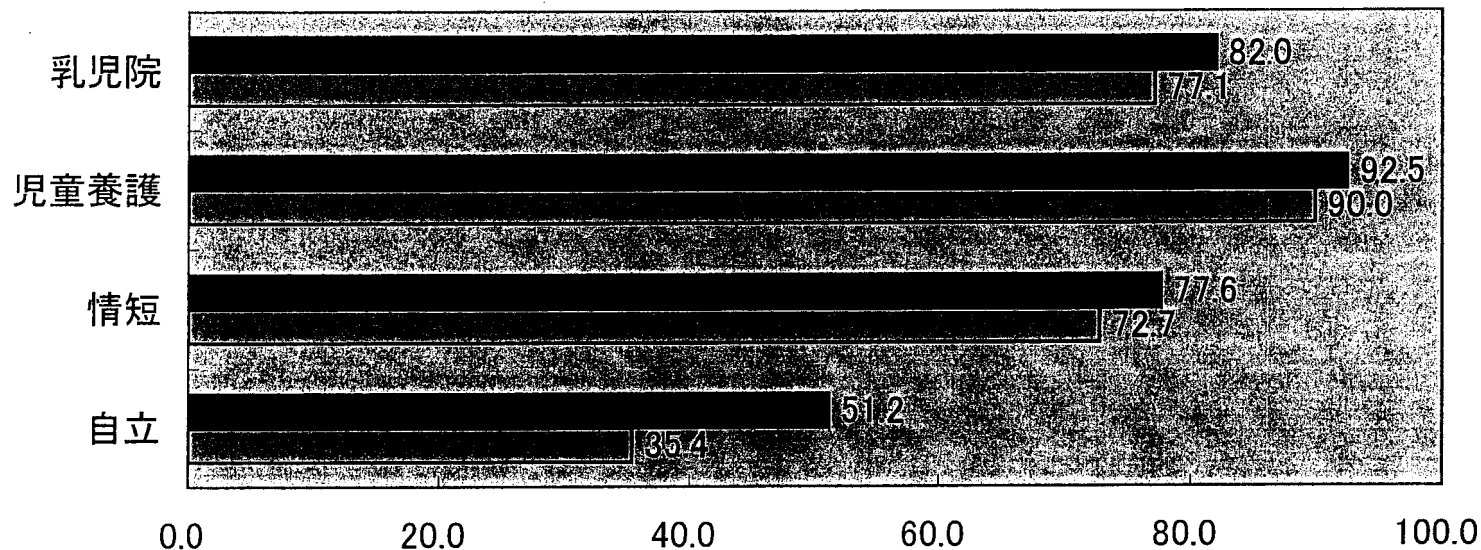
児童福祉施設最低基準（職員配置）の比較

職種	乳児院		児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設
	定員10人以上	定員10人未満			
医師	○（又は嘱託医）			○	○（又は嘱託医）
心理療法を担当する職員				児童10人につき1人以上	
看護師	（看護師） 乳児1.7:1以上 （7人未満の場合は7人） 保育士又は児童指導員を もって代えることができる。 ただし、乳児10人の乳児 院には2人以上、乳児が1 0人を超える場合はおおむ ね10人増すごとに1人 以上	（看護師） 7人以上 ただし、その1人を除き、 保育士又は児童指導員を もって代えることができ る。		○	
児童指導員			3歳未満児 2人につき1人以上 3歳以上の幼児 4人につき1人以上 少年 6人につき1人以上	児童5人につき1人以上	
保育士					
児童自立支援専門員 児童生活支援員					児童5人につき1人以上
職業指導員			○ （職業指導を行う場合）		○ （職業指導を行う場合）
栄養士	○		○ ただし、児童40人以下を 入所させる施設にあって は、置かないことができ る。	○	○ ただし、児童40人以下を 入所させる施設にあって は、置かないことができ る。
調理員	○ ただし、調理業務の全部を 委託する施設にあっては調 理員を置かないことができ る。	○	○ 調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置 かないことができる。	○ 調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置 かないことができる。	○ 調理業務の全部を委託する 施設にあっては調理員を置 かないことができる。
嘱託医		○	○		○

児童福祉施設直接処遇職員の定数改定の経緯

	予 算				最低基準							
	48年度	49・50	51・52	55・56	(~)39年 (看護師)	40年	42年	44年	45年	48年	54年	62年
乳児院			1.7:1		5:2				2:1		1.7:1	
児童養護施設			3未 2:1 年少 4:1 6以 6:1		9:1		8:1		3未 3:1 3以の 6:1 少年 8:1	3以の 5:1 少年 7:1	3未 2:1 3以の 4:1 少年 6:1	
情緒障害児短期治療施設	6:1		5:1		9:1						5:1	
児童自立支援施設				5:1	7:1		6:1					5:1

児童福祉施設の都市部と地方の平均入所率の比較(4施設)



	自立	情短	児童養護	乳児院
■ 都市部	51.2	77.6	92.5	82.0
▨ 地方	35.4	72.7	90.0	77.1

▨ 地方 ■ 都市部

「都市部」: 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県

(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、横須賀市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市を含む。)

(資料: 社会福祉施設等調査報告 平成16年10月1日現在)

## 地域小規模児童養護施設の概要

### 1. 目的

児童養護施設に入所している子どもについては、早期の家庭復帰を通じた自立支援を図る観点から家庭環境の調整に取り組んでいるところであるが、実親が死亡したり、行方不明等の場合は、長期にわたり家庭復帰が見込めないことから、主としてこれら子どもを対象に、本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、入所している子どもの社会的自立を促進するものである。

### 2. 運営主体

地域小規模施設の運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって、すでに本体施設を運営しているものとする。

### 3. 事業内容

家庭復帰困難児童等を対象に6名定員で、本体施設とは別に既存の住宅等を利用して、一般家庭に類似した機能をもつ中で処遇を行う。

### 4. 設備等

- (1) 日常生活に支障がないよう必要な設備を有し、職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 一居室あたり2人までとすること。
- (3) 居間、食堂等入所している子どもが相互交流することができる場所を有していること。

### 5. 職員

地域小規模施設専任として児童指導員又は保育士を2人置くこと。  
必要に応じ、その他の職員（非常勤可）を置くこと。

### 6. 予算額等

- 平成19年度予算額 1, 597百万円
  - ・1か所当たり単価 14, 777千円（国と地方をあわせた額）
- 実施か所数の推移

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算	20	20	40	100	100	100	200
実績	18	26	40	61	89	118	—

地域小規模児童養護施設の  
数(都道府県市別)

	実施施設数
1北海道	8
2青森県	1
3岩手県	3
4宮城県	
5秋田県	
6山形県	
7福島県	3
8茨城県	1
9栃木県	1
10群馬県	4
11埼玉県	14
12千葉県	1
13東京都	28
14神奈川県	3
15新潟県	1
16富山県	
17石川県	
18福井県	
19山梨県	1
20長野県	1
21岐阜県	2
22静岡県	2
23愛知県	3
24三重県	3
25滋賀県	1
26京都府	
27大阪府	3
28兵庫県	1
29奈良県	1
30和歌山県	1
31鳥取県	
32島根県	
33岡山県	
34広島県	3
35山口県	1
36徳島県	
37香川県	
38愛媛県	1
39高知県	1
40福岡県	2
41佐賀県	
42長崎県	1
43熊本県	1
44大分県	
45宮崎県	2
46鹿児島県	1
47沖縄県	2
48札幌市	
49仙台市	1
50さいたま市	
51千葉市	
52横浜市	1
53川崎市	
54静岡市	1
55名古屋市	4
56京都市	2
57大阪市	3
58堺市	1
59神戸市	
60広島市	1
61北九州市	
62福岡市	2
合計	118

(平成18年度)

## 小規模グループケアの概要

### 1. 趣旨

近年、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設においては、虐待を受けた子どもの入所が増加しているが、虐待を受けた子どもが他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしている子どものケアを行っていくためには、これまでの集団による養育では限界があり、できる限り家庭的な環境の中で、職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを提供していくことが求められている。

このため、平成16年度からは、児童養護施設におけるケア形態の小規模化を図るため、小規模グループケアを実施し、また、平成17年度からは、その対象を乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にも拡大し、さらに、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」においては、平成21年度までに計画的に整備していくこととしている。

### 2. 職員配置及び対象児童

- ・小規模グループケアを行うための職員1人を加配。
- ・職員1人加配は、虐待など心に深い傷を持つ児童のうち、他の入所している子どもへの影響が懸念されるなど手厚いケアを要する子どもに対するもの。

### 3. 沿革 平成16年度 創設（児童養護施設を対象）

平成17年度 対象を拡充（乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）

### 4. 補助率 1/2（国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2）

### 5. 予算額等

- 平成19年度予算額 1,666百万円  
1か所当たり単価 5,327千円（国と地方をあわせた額）

#### ○実施か所数（平成18年度実績）

乳児院	29か所
児童養護施設	284か所
情緒障害児短期治療施設	6か所
児童自立支援施設	3か所

### 5. 小規模グループ化するメリット

- ・より家庭的な雰囲気の中で、きめ細やかなケアを行うことが可能となる。
- ・職員の加配分は、小規模グループケア専属になることにより、子どもとの安定的な人間関係が構築され信頼関係がより強固となる。